

根室市選挙管理委員会告示第 39 号

令和3年8月22日執行の根室市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表の方法は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第2項の規定により下記のとおりとする。

令和3年12月1日

根室市選挙管理委員会

委員長 袴谷良憲



記

1. 収入支出報告書要旨の公表の方法 根室市掲示場に掲示する